

○対象外経費(以下の経費は助成できません。)

- (1) 本人・扶養家族以外が利用した経費
- (2) 振込手数料、代引き手数料、送料などの各種手数料
- (3) 領収金額のうち、ポイントで支払った分や値引き分
- (4) 遊戯性や賭博性が強いもの、公序良俗に反するもの
- (5) 日用品(消耗品・家電)、日用衣料品、食料品、飲食費(外食含)、光熱費、燃料費、金券類、公租公課に該当するもの
- (6) 現金の二重支給になるもの(通勤手当や旅費など別途支給されるもの)
- (7) 保険診療の自己負担分(ただし、介護保険の適用にかかる自己負担額は対象)

助成できませんので、
控除して請求を
お願いします。



対象外経費	理 由	具 体 例
遊戯性・賭博性が強いもの、 公序良俗に反するもの	当該事業の趣旨と合 わないため	× 競馬・パチンコ など × ゲーム・おもちゃ
日用品(消耗品・家電)	生活に係る費用のため	× 洗剤・トイレトペーパー など × テレビ・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ など
衣料品		◆ 日用の衣料品不可 × ファッション衣料品、帽子 など
食料品、飲食費(外食含)		◆ すべての食品不可 × 健康食品、スポーツドリンク、プロテイン など × ベビーフード、介護用食品 など × 宿泊代に含まれない飲食代 (食事のときに別に注文したドリンクや 料理など)
光熱費、燃料費		× 電気代、ガス代、ガソリン代 など
金券類	換金性があるため	× 図書カード、商品券、宝くじ など
現金の二重支給	別に支給されているため	× 通勤手当、出張旅費 など
保険診療の自己負担分	他の事業(療養費など) で給付しているため	× 健康保険証を用いて診療した経費
その他	当該事業の趣旨から助成対象としてふさわしくないと判断されるもの	

☆請求時ワンポイントアドバイス☆

■ 領収書の金額に、対象外経費が入っている場合はどう請求するの？

→内訳が分かるものを添付して、カフェ請求書(様式)には対象外経費を控除した額を記入。

(対象外経費の例)

- ・ミルクやベビーフード、子供服
- ・送料、振込手数料、代引き手数料
- ・ポイントで支払った分
- ・宿泊時の食事代・飲料代
- ・ファッション衣料品

Point !

食べ物・飲み物は、すべて対象外。

助成対象になるか迷う場合は、必ず事前に互助組合にご連絡ください。